

請負契約書

工事名称

工事場所

印紙貼付欄
1万円未満:非課税
1万円以上100万円以下:200円
100万円を超え200万円以下:400円
200万円を超え300万円以下:1,000円
300万円を超え500万円以下:2,000円

工期 令和 年 月 日 より 令和 年 月 日まで

注文者名		フリガナ	印
住所		tel	

請負者名	愛媛ガーデン 三宅元樹	エヒメガーデン ミヤケゲンキ	印
住所	松山市古三津4丁目150	tel 089-952-2592	

① 請負金額	小計	消費税(10%)	合計金額

■請負条件: 工事用の電気・水道についてはお客様宅のものを使用させていただきます。
また、本工事は見えない部分等の状況により施工内容、並びに工事金額に予測できない変更が生じる場合がありますので、ご了承くださいようお願いいたします。

<input type="checkbox"/> 外構図面	枚	<input type="checkbox"/> お見積書	枚	<input type="checkbox"/> その他()
-------------------------------	---	-------------------------------	---	---------------------------------

② 支払方法	工事完了後 日以内	一括・分割(回払い)
<input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> 口座振込 <input type="checkbox"/> クレジットカード	E-mail	

※工事着手金・中間金はなし。 ※振込手数料は愛媛ガーデンが負担いたします。
※クレジットカード払いの場合は、カード払いボタンのついたメールにて請求書をお送りいたします。

- 工事内容の変更等により、請負代金又は、工期の変更が生じた場合は、双方協議して定める。
- 請負者(愛媛ガーデン)は、工事に支障を及ぼす天候の不良あるいは天災、その他請負者の怠慢にあらざる事由により、工期期間内に工事を完成することが出来ない場合は、遅延なく発注者(施主)にその理由を申し述べ、工事期間の延長を求めることが出来る。
- 請負者は工事物件の引渡しまでは自己の費用を以て契約の目的物工事材料その他工事の施工に関する損害並びに第三者に対する損害の防止に必要な処置をしなければならない。
- この契約に定められていない事項は、必要に応じて双方協議して定め、発注者と請負者は互いに対等な立場で協力して信義を守り、誠実にこの契約を履行する。
- 当事者間に紛争が生じた場合は、双方の承認する第三者を選んで、その解決を依頼するか、または建築業法に定める建築工事紛争審議会の斡旋または調停によって解決を図る。
- 設計ミスにより瑕疵が生じた場合、設計者が責任を負う。
- (1) コンクリート構造物・土間のヘアークラック(細かいひび割れ)については瑕疵としない。
(2) 近隣からの苦情については、発注者・請負者が互いに協力し対処するものとする。
- 本契約書一通を作成して、発注者(施主)がこれを保管し、請負者(愛媛ガーデン)はこの写しを保管する。

⑪ 施工写真のネット掲載について	<input type="checkbox"/> 掲載OK	<input type="checkbox"/> 掲載NG
------------------	-------------------------------	-------------------------------

代金集金方法の確認について

振込の場合、下記口座までお振込下さい。

代金振込先	伊予銀行 三津浜支店 (イヨギンコウ ミツハマシテン)
	普通 1918502 エヒメガーデン
手数料	弊社負担

現金でのお支払いの場合、愛媛ガーデンの三宅元樹 が責任を持って集金に参ります。
※弊社の担当者以外の者がお客様から現金を集金することはありません。